

# 労災保険の特別加入制度について

厚生労働省 労働基準局労災管理課



# フリーランス(※)の皆さまへ

(※)特定受託事業に従事する方

## 令和6年秋から 労災保険に特別加入できるようになります

(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行日から加入できます)

### 特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

### 特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

### 給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

### 対象

「フリーランス(特定受託事業者※<sup>1</sup>)が企業等(業務委託事業者※<sup>2</sup>)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

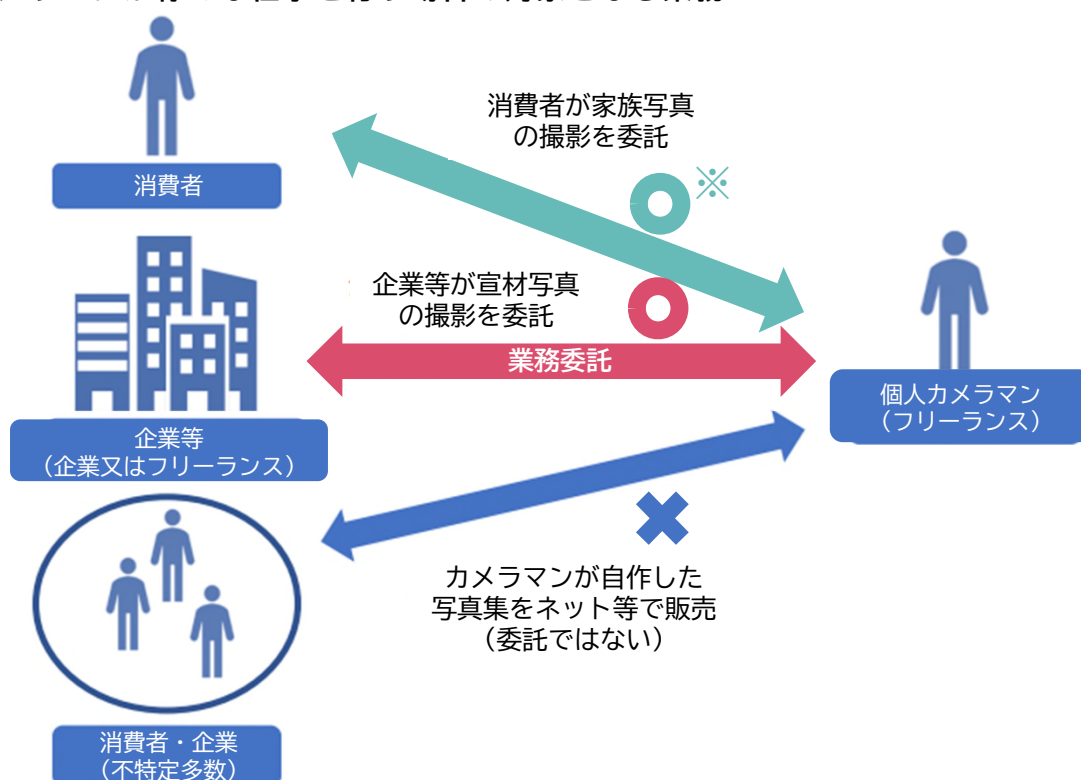
- (※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの
- (※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 特別加入の対象となる事業

- フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象となります。
- 「業務委託」とは、企業等がその事業のために他の事業者、物品の製造、情報成果物の作成（プログラミング等）、役務の提供（通訳等）を委託することをいいます。
- つまり、フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」（下の図の赤い矢印の取引）が対象となります。
- さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（下の図の緑の矢印の取引）のケガ等も補償の対象となります（※）。

（例）一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



（出典）「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）説明資料」（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）を基に厚生労働省労働基準局労災管理課において作成。

（参考）「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」（厚生労働省ウェブサイト）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

## ○企業等からの業務委託の例（対象となる事業）

- ・ 翻訳、通訳（外国書籍の翻訳、海外出張時の同行通訳）
- ・ 講師、インストラクター（ピアノ教室、スポーツジムのインストラクター）
- ・ デザイン、コンテンツ制作（広報用のイラスト作成、集計プログラム作成）
- ・ 調査、研究、コンサルティング（商品売買のための市場調査）
- ・ 営業〔商品（保険、電子機器等）の営業代行〕

## ○消費者からの委託の例

（同種の事業を企業等から業務委託を受けて行う場合のみ対象となる事業）

- ・ 企業からの業務委託で宣伝写真の撮影の事業を行っているフリーランスのカメラマンが、消費者からも家族写真の撮影を委託されて事業を行う場合



労働契約を締結している場合や、取引の形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用されます。

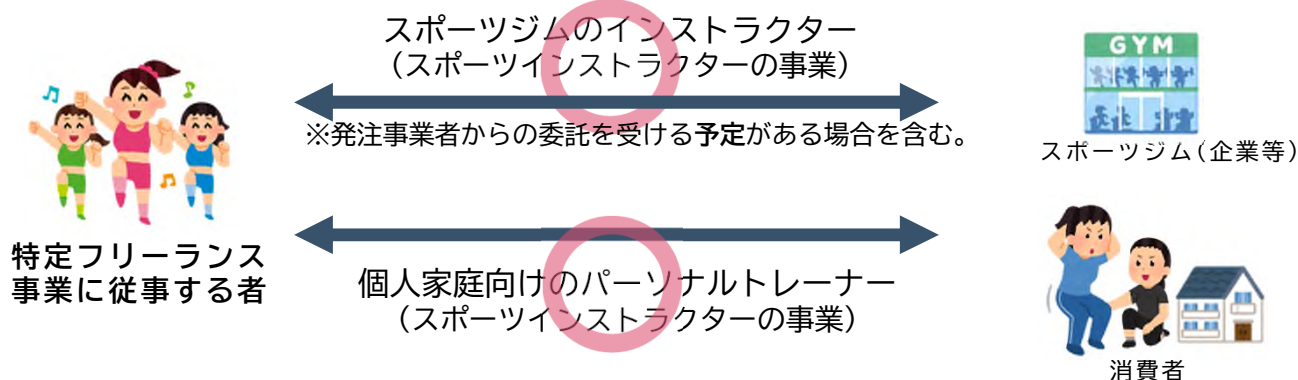
※このリーフレットでは、伝わりやすさを優先し、例えば「カメラマン」といった一般的な用語を用いて表現していますが、詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 特別加入の対象となる場合・ならない場合

- ① フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う事業
  - ② ①と同種の事業について、フリーランスが消費者から委託を受けて行う事業
- ※いずれも、他に特別加入可能な事業または作業を除きます。

## 対象となる場合

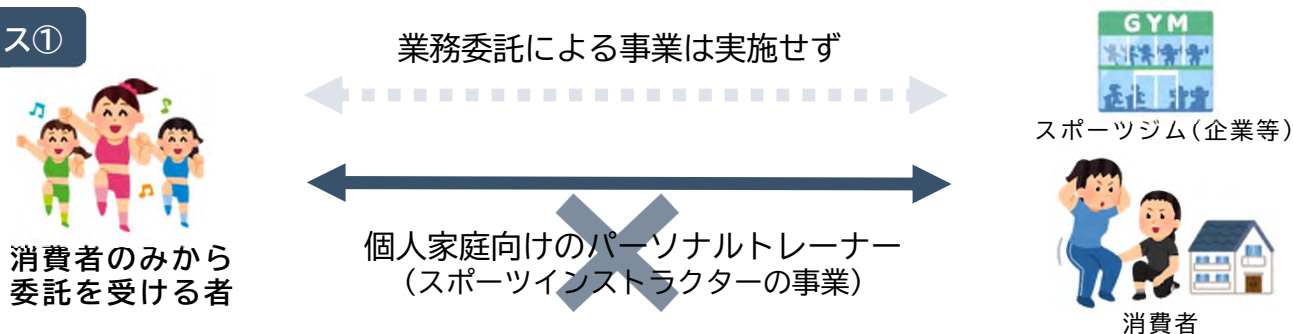
企業等のみから業務委託を受ける場合や、  
企業等からの業務委託を受け、かつ当該業務と同種の事業について消費者から委託を受ける場合が対象となります。



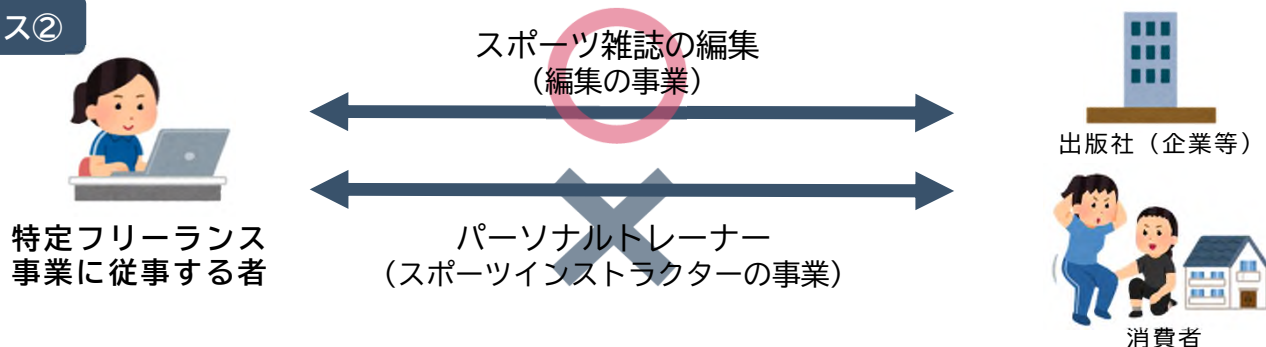
## 対象とならない場合

消費者のみから委託を受ける場合 **ケース①** や、  
企業等からの業務委託を受けているが、当該業務とは異なる事業について、消費者から委託を受ける場合 **ケース②** は、対象となりません。

### ケース①



### ケース②



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



# 特定フリーランス事業として加入できる場合・できない場合

- 特別加入は、特定の事業または作業ごとに、該当する特別加入団体を通じて加入することができます。
- 下の表に記載する事業または作業に従事する方は、特定フリーランス事業の対象ではありませんので、該当する特別加入団体を通じて加入してください。
- 表中の事業または作業に当てはまらない方は、特定フリーランス事業に加入してください。

## 特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業に従事する方

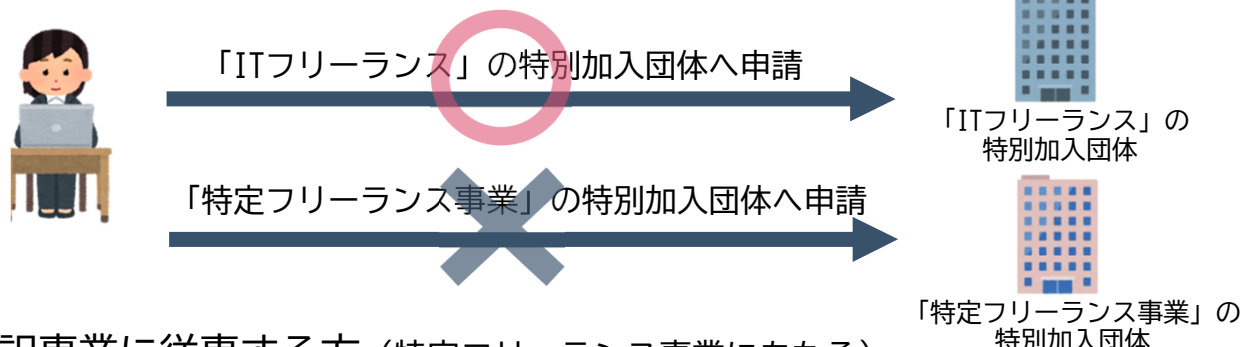
個人タクシー業者、個人貨物運送業者など（※1）	特定農作業従事者（※2）
建設業の一人親方等	指定農業機械作業従事者（※3）
漁船による自営漁業者	国・地方等が実施する訓練従事者
林業の一人親方等	家内労働者等
医薬品の配置販売業者	労働組合等の一人専従役員
再生資源取扱業者	介護作業従事者
船員法第1条規定の船員	家事支援従事者（いわゆる家政婦（夫））
柔道整復師	芸能関係作業従事者
創業支援等措置に基づく高年齢者	アニメーション制作作業従事者
あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師	ITフリーランス
歯科技工士	

※特別加入団体の一覧表を厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。ページ内の「特別加入団体一覧表」をご参照ください。

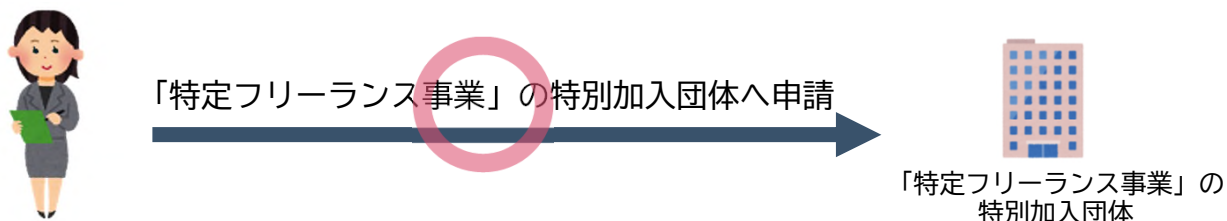


- ※1 例えば自動車や原動機付自転車を使用したフードデリバリーサービス、貨物軽自動車運送事業者（黒ナンバー）
- ※2 年間総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上を有しており、所定の作業に従事する方
- ※3 販売額や耕地面積に関係なく、トラクター等の所定の機械を使用して土地の耕作等の作業に従事する方

### 例1) ITフリーランス（上記表中の事業にあたる）



### 例2) 通訳事業に従事する方（特定フリーランス事業にあたる）



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 労災保険特別加入の手続きQ & A

**Q** 特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

今後設立予定の特定フリーランス事業の特別加入団体を通じて、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

**Q** 特別加入後、工作中や通勤中にケガ等をした場合はどうすればよいですか？

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署※等に提出してください。



※特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署

**Q** 会社員に近い形で働いている場合は加入できますか？

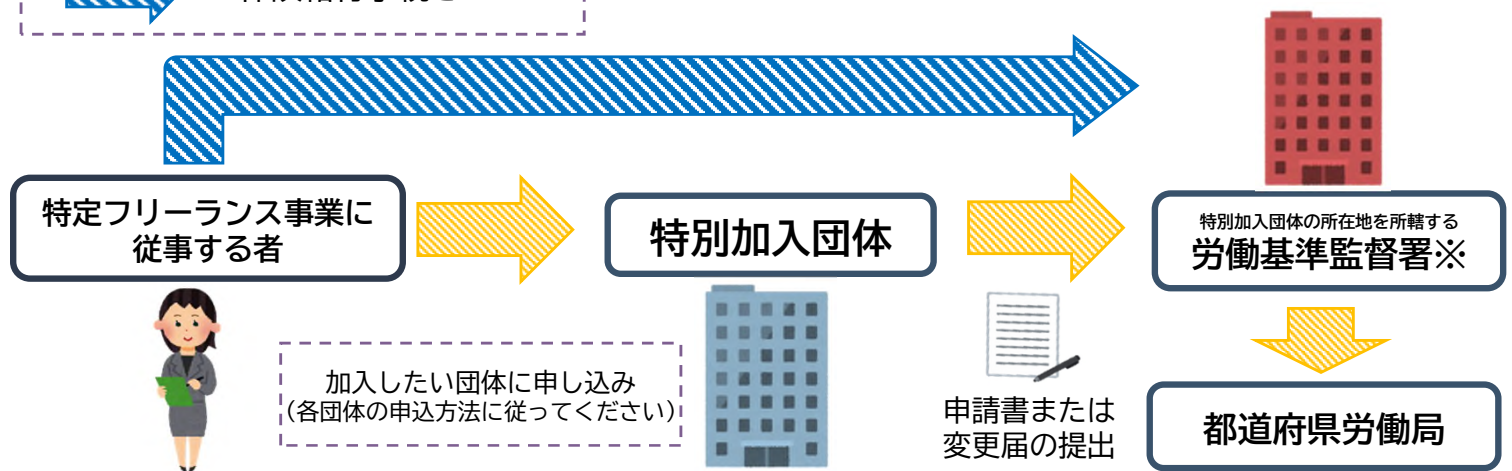
労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用される※ため、それにより補償を受けることができます。

※この場合、事業主は保険料を納めることになります。

## 加入手続き・保険給付手続きの流れ

 : 加入手続き  
 : 保険給付手続き

※ただし、療養の給付の請求書（様式第5号, 16号の3）は、労災保険指定医療機関等を経由して労働基準監督署へ提出。



## 保険料の計算方法

保険料および被災時の給付額を算出する基礎になるものを給付基礎日額といいます。特定フリーランス事業に従事する者が所得水準に見合った適正な給付基礎日額を16段階のうちから選択して特別加入団体が申請し、労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。この給付基礎日額に365を乗じた保険料算定基礎額に第二種特別加入保険料率（3/1,000）を乗じたものが、1年間の保険料となります。

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)	給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)
25,000 円	9,125,000 円	27,375 円	10,000 円	3,650,000 円	10,950 円
24,000 円	8,760,000 円	26,280 円	9,000 円	3,285,000 円	9,855 円
22,000 円	8,030,000 円	24,090 円	8,000 円	2,920,000 円	8,760 円
20,000 円	7,300,000 円	21,900 円	7,000 円	2,555,000 円	7,665 円
18,000 円	6,570,000 円	19,710 円	6,000 円	2,190,000 円	6,570 円
16,000 円	5,840,000 円	17,520 円	5,000 円	1,825,000 円	5,475 円
14,000 円	5,110,000 円	15,330 円	4,000 円	1,460,000 円	4,380 円
12,000 円	4,380,000 円	13,140 円	3,500 円	1,277,500 円	3,831 円



厚生労働省発基1222第4号

令和5年12月22日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬



別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

労働者災害補償保険の特別加入の対象となる事業として、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する特定受託事業者（以下「特定受託事業者」という。）が同条第五項に規定する業務委託事業者（以下「業務委託事業者」という。）から同条第三項に規定する業務委託を受けて行う事業（以下「特定受託事業」という。）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものを新たに規定すること。

注 厚生労働省労働基準局長が定める事項として、右記の特定受託事業及び特定受託事業と同種の事業には既に特別加入可能な事業又は作業は除くものであることを規定する。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

一 第一の事業に係る第二種特別加入保険料率を千分の三とすること。



二 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 施行期日

この省令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行の日から施行すること。

# 御意見を踏まえた対応案

## 論点1（加入対象業務と保険料率の設定）について

新たな対象業務とそれに係る保険料率は、以下のようにしてはどうか。

（1）新たな対象業務（以下「特定受託業務」という。）として、以下を追加する。

- フリーランス法に規定する特定受託事業者<sup>※1</sup>が、業務委託事業者<sup>※2</sup>から業務委託<sup>※3</sup>を受けて行う業務（特定受託事業者が、業務委託事業者以外の者から同種の業務について物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供の委託を受けて行う業務を含む。）

※1「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、かつ、①個人であって、従業員を使用しないものまたは②法人であって、代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものをいう

※2 「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう

※3 ここでいう「業務委託」とは、事業者がその事業のために特定受託事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう

（2）特定受託業務には、既存の特別加入の業務は含まないこととする。

（3）保険料率については、特定受託業務に類似する既存の事業の料率はおおむね3/1000となっていること、制度を簡明なものとすることによる利便性の確保等を勘案し、一律3/1000とする。なお、施行後、特定受託業務に係る災害発生状況を踏まえ、必要に応じて一部の業務を切り出して別の保険料率を設定すること等も検討する。

# 御意見を踏まえた対応案

## 論点2（特別加入団体の在り方）について

特定受託業務に係る特別加入団体の要件は以下のようにしてはどうか。

1. 特別加入団体の要件については、既存の特別加入団体の要件（※）に加えて、以下の要件を追加する。
  - ① 特別加入団体になろうとする者（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績（活動期間が1年以上、100名以上の会員等がいること）を有していること。
  - ② 全国を単位として特別加入事業を実施すること。その際には、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けること。
  - ③ 加入者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。
  - ④ 加入者に、適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。

※ 現行の団体の要件

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

今後、特定受託業務について上記の要件を満たす団体に対して、その都度労災保険部会において、ヒアリングを行うこととする。

### 論点3（災害防止措置の内容）について

災害防止措置の内容は、以下のようにしてはどうか。

1. フリーランスの個々の業態・業種に着目して、災害防止教育のカリキュラムを設定することは難しいことから、VDT作業やメンタルヘルス、交通災害防止、転倒災害防止など、様々な業務に共通する災害防止教育についてパッケージ化し、加入者教育を実施する。

なお、上記のようなパッケージのカリキュラムの内容や教材については、当面の間、厚生労働省が関与して作成し、それを活用して特別加入団体が加入者に向けて災害防止教育を実施することとする。

特別加入制度の対象範囲の拡大について(特定受託業務)

	特定受託業務
○業種全体の就業者数	○「フリーランス実態調査結果」(※1)によれば、日本では462万人がフリーランスとして働いていると試算されており、うち、事業者から業務・作業の依頼(委託)を受けて仕事を行う者は59.0%(単純に掛け合わせると約273万人)。
○業務の範囲	○フリーランス法に規定する特定受託事業者が、業務委託事業者から業務委託を受けて行う業務(特定受託事業者が、業務委託事業者以外の者から同種の業務について物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供の委託を受けて行う業務を含む。)(既存の特別加入の業務は含まない。) ○具体的な業務内容のうち、特に割合の高いものとして想定されるものは、「フリーランス実態調査結果」(※2)によれば、営業、講師・インストラクター、デザイン制作・コンテンツ制作、調査・研究・コンサルティング、データ入力・文書入力等、ライティング・記事等執筆業務等の受託を受けて行うものが想定される。
○災害の状況	○労災発生状況については以下のような事例が考えられる。 ⇒「座りっぱなしの長時間業務により腰痛が発生した」 ⇒「電車での移動中、駅のホーム階段で転倒し、骨折、捻挫をした」 ⇒「お店の装飾中に、棚が倒れてしまい指にヒビが入った」、「雑誌の撮影現場で照明器具等で火傷したり、撮影セットの足場から転落した」 等の事例。
○同種もしくは類似の既存の業種	○「94 その他の各種事業」(「9411 広告、興信、紹介又は案内の事業」、「9416 前各項に該当しない事業」、「9425 教育業」、「9426 研究又は調査の事業」、「9436 情報サービス業」)、「97 通信業、放送業、新聞業又は出版業」(「9703 新聞業又は出版業」)が類似の既存業種

※1 令和2年5月、内閣官房日本経済再生総合事務局が実施

※2 令和3年7月20日から8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施



# 個人事業者等の安全衛生対策について

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課



# 経緯及び検討の趣旨・目的

## 労働安全衛生法（安衛法）の規定とこれまでの考え方

- 安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまでこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用してきた。

<参考>労働安全衛生法  
(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

## 最高裁（R3.5）の判断

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条（事業者による健康障害防止措置に関する規定）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考>労働安全衛生法

第22条 **事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

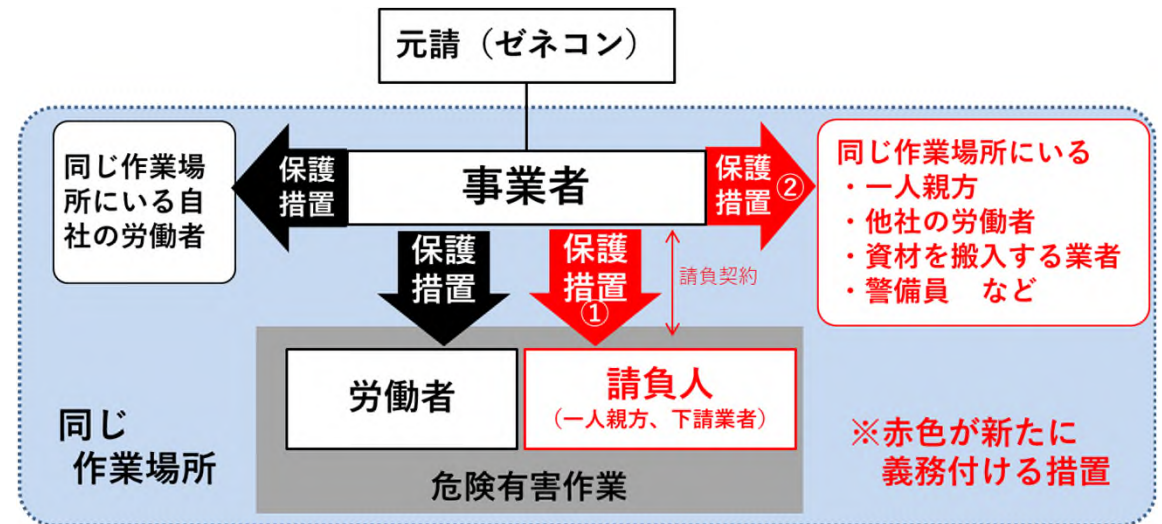
- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

# 安衛法第22条に基づく措置の保護対象の見直し

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正（令和5年4月施行）。

## 事業者が実施すべき事項（罰則付き）

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。



### ①危険有害な作業の一部を請け負わせる場合の主な措置

- ・作業時に設備を稼働させる等について配慮する義務
- ・保護具の使用が必要である旨を周知する義務
- ・作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
- ・身体の汚染除去が必要である旨を周知する義務

### ②同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する主な措置

- ・危険箇所への立ち入りを禁止する義務
- ・特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務
- ・危険性等を掲示して知らせる義務
- ・事故発生時、退避させる義務

安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等による措置のあり方、注文者による措置のあり方等については、別の検討の場を設けて検討することとされ、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」にて検討（R4.5～）



# 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会開催要項及び参集者

## 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要項

### 1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第1条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうすべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

### 2 検討事項

- (1)個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関する事
- (2)個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関する事
- (3)個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関する事
- (4)個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関する事
- (5)個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関する事
- (6)その他

## 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 参集者名簿

- 青木富三雄（一社）住宅生産団体連合会環境・安全部長  
大木 勇雄（一社）建設産業専門団体連合会副会長  
小野 秀昭（株）運輸・物流研究室取締役フェロ一  
鹿野菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
日下部 治 東京工業大学名誉教授  
小菅 元生 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长（～第6回検討会）  
清水 英次 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長  
鈴木 重也（一社）日本経済団体連合会労働法制本部長  
高山 典久（一社）IT フリーランス支援機構代表理事  
田久 悟 全国建設労働組合総連合労働対策部長  
出口 和則（一社）全国建設業協会労働委員会委員  
土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授  
中村 昌允 東京大学工学系研究科非常勤講師  
本多 敦郎（一社）日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長  
三柴 文典 近畿大学法学部教授  
森 晃爾 産業医科大学産業生態科学研究所教授  
山脇 義光 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长（第7回検討会～）

# 検討会における取りまとめ結果

## < 論 点 >

### 論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

### 論点2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

- 危険有害な作業（機械等を使用する作業等）の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者に求めることを検討

### 論点3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

- 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等
- 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方等

## < 当面の対応（取りまとめ） >

- 個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設
- 個人事業者等による措置
  - ・ 規格を具備しない機械等の使用禁止
  - ・ 危険有害作業における安全衛生教育の受講の義務付け 等
- 注文者（発注者）による措置
  - ・ 個人事業者等への注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化
  - ・ 個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置
  - ・ リース機械等を貸与する者に対する災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大 等

- 衛法22条以外の危険防止措置関係規定について、事業者による「事故時等の退避」と「危険箇所等への立入禁止等」の措置対象に個人事業者等も追加（省令改正）
- 上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正

- 個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設
- 個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等（ガイドライン・通達）
- 個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による期日設定などに関する配慮等（ガイドライン・通達）



# 今後の検討の進め方

## 論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」を位置付けるのか

### 【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

### 【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容を検討してはどうか

### 【各論①】

個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

### 【各論②】

個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策

### 【各論③】

その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等）

# 【総論①】 労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

## 論点

個人事業者をどのように定義すべきか。また、個人事業者以外をどの範囲まで対象に含めるべきか。

## 対応案

労働安全衛生法において保護対象や義務主体とする「個人事業者等」の範囲は以下のとおりとしてはどうか。

### ① 個人事業者

- 労働者を使用しない。
- 法人、非法人（個人）かは問わない。
- 請負契約や業務委託契約のような契約の有無は問わない（＝農家、芸術家なども含む）。

### ② 中小事業の事業主及び役員

- 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員。  
※ 中小事業の範囲は、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえて定めることとする

労働災害防止対策のこれまでの歴史を踏まえれば、安全衛生の確保については、

- ① 「契約関係」や「請負関係」のみに着目した取組では十分とはいえない
  - ② 安全衛生に影響を及ぼす要因を発生させ、又はコントロール可能な者の関与が重要
  - ③ 作業当事者が必要な情報を入手し、当該情報に基づき適切な取組を行うことが重要
- といった特徴があるため、「取引関係」や「請負関係」のみに限定せず、誰からも仕事を請け負うことなく事業活動を行う個人事業者も含め、広く保護、規制の対象とすることが適当ではないか

## 【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

### 論点

労働安全衛生法の枠組み上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。

### 対応案

労働安全衛生法が労働者の安全や健康の確保を通じた労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等自身に措置を求めるのは労働者と同じ場所で就業する場合とすることが適当ではないか。

### 論点

労働安全衛生法の枠組み上、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。

### 対応案

労働安全衛生法が労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合には、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることが適当ではないか。

個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクへの対応については、安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）の活用が可能なものもあるため、これを活用することとしてはどうか。

# 【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

## 論点

労働安全衛生法の既存の枠組み上、個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場合にどのような方策が考えられるか。

## 対応案

法令に基づく措置が困難な場合であっても、個人事業者等の危険や健康障害を防止する観点から、ガイドライン等により関係者に措置を求めることとしてはどうか。

## 個人事業者等の健康管理ガイドライン【案】

### 1 趣旨・適用

本ガイドラインは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主若しくは役員（以下「個人事業者等」という。）が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者（以下「注文者等」という。）が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すものである。（略）

### 2 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の取組

### 3 個人事業者等が自身で実施する事項

- (1) 健康管理に関する意識の向上
- (2) 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- (3) 定期的な健康診断の受診による健康管理

- (4) 長時間の就業による健康障害の防止
- (5) メンタルヘルス不調の予防
- (6) 腰痛の防止
- (7) 情報機器作業における労働衛生管理
- (8) 適切な作業環境の確保
- (9) 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

### 4 注文者等が実施する事項

- (1) 長時間の就業による健康障害の防止
- (2) メンタルヘルス不調の予防
- (3) 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- (4) 健康診断の受診に要する費用の配慮
- (5) 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

### 5 個人事業者等や注文者等の団体等に期待される取組



# 農業機械の安全対策に関する検討会

## 趣旨

農業における労働災害は増加傾向にあり、労働者10万人当たりの死亡者数も全産業計の2倍を上回っている。死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令で規制されていない自走可能な農業機械（以下「車両系農業機械」という。）によるものが毎年発生している。

また、農業においては、法人経営体数・労働者数は増加傾向にある。

さらに、農林水産省「農作業安全検討会」では、車両系の農業機械の安全性の確保が指摘されている。

このようなことから、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行う。

## 検討事項

- (1) 車両系農業機械の規制の必要性
- (2) 車両系農業機械の具体的な安全対策
- (3) その他

## 開催状況

- 第1回：令和6年2月13日  
第2回：令和6年3月15日  
第3回：令和6年5月8日



## 参集者

泉 浩二	JAM井関農機労働組合中央執行委員長
梅崎 重夫	中央労働災害防止協会技術支援部技術顧問 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生 総合研究所前所長
川口 尚	(一社)日本農業機械工業会常務理事
氣多 正	(一社)日本農業機械化協会技術顧問 安全本部長
齋藤 剛	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総 合研究所 新技術安全研究グループ部長
志藤 博克	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構農 業機械研究部門安全検査部部長
鈴木 信生	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント 会前副会長
高橋 良行	(公社)日本農業法人協会副会長
藤井 尚則	中央労働災害防止協会技術支援部専門役
元広 雅樹	(一社)全国農業協同組合中央会営農・担 い手支援部部長
	(敬称略)
(オブザーバー)	
土佐 竜一	農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室長
横手 啓	全国農業協同組合連合会耕種資材部次長
田中 宏樹	全国農業機械商業協同組合連合会専務理事

図に関しては、(一社)日本農業機械化協会「農作業安全マニュアル」より抜粋